

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

学校警察連絡制度を活用した連携強化について（通達）

少年の非行及び被害防止等に関する警察と学校との連絡制度（以下「学校警察連絡制度」という。）については、引き続き下記のとおり運用することとしたので、本制度の趣旨を踏まえ適正な運用を図り、より一層学校等との連携強化に努められたい。

記

1 学校警察連絡制度の本旨

本制度は、児童生徒の問題行動及び犯罪や被害などに関する情報を、警察と学校等が相互に連絡し、共有することにより、事後の効果的な指導について連携し、もって児童生徒の健全育成を図ることを本旨とする。

2 学校警察連絡制度

(1) 概要

関係機関（注）は、通常業務における連携はもとより、児童生徒の非行や問題行動の防止及び犯罪被害や事故防止に関する情報を相互に交換し、必要な場合には、それぞれの問題行動等の解決のため、関係機関が協議を行い対応するものとする。

（注）関係機関

- ・ 三重県警察本部（少年課、交通指導課）
- ・ 県下各警察署（生活安全課（生活安全刑事課）、交通課（地域交通課））
- ・ 三重県教育委員会（三重県教育委員会事務局生徒指導課）
- ・ 三重県私学協会（三重県私学協会事務局）
- ・ 各市町教育委員会
- ・ 三重県内に所在する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）

(2) 警察と学校の相互連絡対象等

ア 相互連絡の対象事案

相互連絡の対象は、学校に在籍する児童生徒の問題行動、犯罪被害の防止及び事故防止に関し、当該児童生徒の非行及び被害の防止並びに周辺の児童生徒の健全育成のため、警察署と学校がそれぞれに連携する必要を認める次の事案とする。

(ア) 警察署から学校への連絡対象事案

- a 逮捕事案
- b 逮捕事案以外の事案で、次の事由により、関係機関が連携して対応することが必要

と認められる事案

- (a) 児童生徒が学校内外において粗暴行為等を敢行する非行集団の構成員である場合
 - (b) 対象となる児童生徒の影響が他の周辺児童生徒に及ぶ場合
 - (c) 同一非行に関わる対象の児童生徒が複数に及ぶ場合
 - (d) その他、児童生徒が不良行為を繰り返し、保護者の監護に服さないなど、ぐ犯性が強い場合
- c その他、児童生徒の犯罪被害や事故防止に関する情報

(イ) 学校から警察署への連絡対象事案

- a 児童生徒の非行や被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案
- b 学校内外における児童生徒の安全確保のため、警察署との連携が必要と認められる事案

イ 相互連絡の範囲

相互連絡の範囲は、対象事案に係る児童生徒の氏名、対象事案の概要及び対象事案に関する児童生徒の非行及び被害の防止並びに健全育成に資するために必要な情報とする。

ウ 連絡責任者及び連絡担当者の指定と連絡方法

- (ア) 相互連絡の徹底を図るため、警察署に連絡責任者を置く。
- (イ) 連絡責任者には、警察署長をもって充てることとし、情報管理、適正な連絡等について必要な指導を行うものとする。

なお、学校については、学校長とする。

- (ウ) 連絡責任者は、警察署における連絡担当者を指定するものとし、生活安全部門及び刑事部門の事案については少年事件選別主任者、交通部門の事案にあつては交通課長（交通第一課と交通第二課を置く警察署にあつては交通第二課長をもって充てる。）又は地域交通課長とする。

なお、学校については、学校長が指定する者とする。

- (エ) 連絡責任者は、学校への連絡の要否について連絡対象事案等を基にその要否を判定するものとする。
- (オ) 連絡担当者は、面接又は電話により、速やかに相互連絡を実施するものとする。

エ 管轄区域外の学校の児童生徒に関する事案の取扱い

管轄区域外の学校の児童生徒に係る事案を取り扱った場合は、当該事案を取り扱った警察署の連絡担当者が当該児童生徒が在籍する学校を管轄する警察署の連絡担当者に相互連絡の内容を伝えた上で、当該事案を取り扱った警察署の連絡担当者が当該児童生徒が在籍する学校の連絡担当者へ相互連絡を行うものとする。

(3) 相互連絡に関する情報管理の徹底

相互に提供された情報には、具体的な個人情報が含まれていることから、秘密の保持が厳守されるべきものであり、警察と学校は、連絡責任者が情報管理を徹底するため必要な措置を講ずるものとする。

(4) 相互連絡における配意事項

ア 学校との信頼関係の構築

学校との緊密な連携には、信頼感を培うことが重要であるため、各警察署においては、学校警察連絡協議会等を活用し、学校との連携強化について認識の共有を図り、平素から

相互の信頼関係の構築に配慮すること。

イ 情報の一元管理

相互連絡の対象事案は、生活安全部門に限らず、刑事部門、交通部門等、他部門にも及んでいることから、連絡担当者は連絡責任者の指揮を受け、情報を一元化すること。

ウ 内容の精査

関係者が多数存在する事案、複雑な事案等については、連絡内容を十分精査し、学校における指導に配慮した上で正確な連絡に努めること。

エ 保護者等の理解と協力

学校への連絡を行う場合は、保護者等に対し、学校に連絡することを確実に伝え、保護者等の理解と協力を確保すること。

オ 不利益処遇の回避

学校が警察からの連絡のみによって児童生徒に対し、短絡的な不利益処遇を行うことのないよう申し入れ済みであるが、児童生徒の処遇に関しては、教育現場における管理権に基づくものであることを認識の上、連絡の際には誤解を受けるおそれのある言動のないよう十分注意すること。

カ 事後措置の徹底

個々の事案に応じて、関係機関と連携し、継続的な指導助言等を徹底するなど、児童生徒の指導に適切な事後措置が講じられるよう十分配慮すること。

3 相互連絡の実施要領等

(1) 相互連絡の記録化及び実施要領

警察署から学校へ連絡をした場合は、様式第1「学校連絡検討表」、学校から連絡を受理した場合は、様式第2「学校連絡受理表」を作成すること。

各様式の作成及び相互連絡の実施については、別添「学校警察連絡制度における相互連絡実施要領」に基づき作成実施すること。

(2) 作成上の留意事項

様式第1又は様式第2を作成する際は、相互連絡の対象の児童生徒の人定事項及び非行内容等を十分確認して正確に作成すること。

4 報告

相互連絡を実施した際は、その都度、様式第1又は様式第2を少年課長を経て報告すること。

様式第1

署長	副署長	事件指導官 交通官	課長	係長	主任	係

学校連絡検討表

連絡検討事項

		作成者	係
対象少年	氏名： (男・女) 歳		
	学校名(学年)：		
	非行歴(罪名)： 回()	補導歴： 回	
連絡事項 (非行内容等)			
連絡 対象 事 案	<input type="checkbox"/> 逮捕事案		
	<input type="checkbox"/> 逮捕事案以外の事案で、関係機関が連携して対応することが必要な事案		
	<input type="checkbox"/> 児童生徒が学校内外において粗暴行為等を敢行する非行集団の構成員である場合		
	<input type="checkbox"/> 対象となる児童生徒の影響が他の周辺児童生徒に及ぶ場合		
	<input type="checkbox"/> 同一非行に関わる対象の児童生徒が複数に及ぶ場合		
	<input type="checkbox"/> その他、児童生徒が不良行為を繰り返し、保護者の監護に服さない等、ぐ犯性が強い場合		
<input type="checkbox"/> その他、児童生徒の犯罪被害や事故防止に関する事案			
連絡の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否		

署長	副署長	事件指導官 交通官	課長	係長	主任	係

学校を管轄する警察署への連絡

連絡年月日時	令和 年 月 日 午前・後 時 分		
発信警察署	警察署	受信警察署	警察署

学校への連絡

連絡年月日時・方法	令和 年 月 日 午前・後 時 分		<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話
連絡担当者 (発信者)	(氏名) 警察署	連絡担当者 (受信者)	(氏名) 小・中・高校

少年課への連絡

連絡年月日時	令和 年 月 日 午前・後 時 分		
--------	-------------------	--	--

様式第2

署長	副署長	事件指導官 交通官	課長	係長	主任	係

学校連絡受理表

学校連絡受理内容

連絡年月日時・方法		令和 年 月 日 午前・後 時 分		<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話	
連絡担当者 (発信者)	小・中・高校 (氏名)		連絡担当者 (受信者)	警察署 (氏名)	
内容					
連絡対象事案		<input type="checkbox"/> 児童生徒の非行や被害の未然防止のため、連携が必要と認められる事案 <input type="checkbox"/> 学校内外における児童生徒の安全確保のため、連携が必要と認められる事案			

処置結果

<input type="checkbox"/> 解決 <input type="checkbox"/> 助言指導 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 他機関教示 <input type="checkbox"/> その他 ()
処理内容
事件(容疑)関係処理結果 <input type="checkbox"/> 検挙(□予定): 令和 年 月 日(罪名:) <input type="checkbox"/> 検挙せず

少年課への連絡

連絡年月日時	令和 年 月 日 午前・後 時 分
--------	-------------------

学校警察連絡制度における相互連絡実施要領

1 警察から学校への連絡実施要領

(1) 自署管内の学校へ連絡する場合

ア 連絡要否の判断

様式第1「学校連絡検討表」（以下「検討表」という。）の「連絡検討事項」欄を記入し、連絡責任者に連絡要否の決裁を受ける。

「検討表」の「連絡事項」欄は、内容が分かる書類（逮捕手続書、少年事件送致書等）の写しを添付することで記入を省略することができる。

イ 学校、少年課への連絡

「学校を管轄する警察署への連絡」欄に斜線を引く。

学校へ連絡後、少年課へ実施した旨を連絡し、それぞれの実施状況を検討表の「学校への連絡」「少年課への連絡」欄へ記入して連絡責任者の決裁を受ける。

ウ 少年課へのFAX

決裁後、検討表を少年課へFAX送信する。

(2) 他署管内の学校へ連絡する場合

ア 連絡要否の判断

検討表の「連絡検討事項」欄を記入し、連絡責任者に連絡要否の決裁を受ける。

イ 学校を管轄する警察署への連絡

事案を取り扱った警察署の連絡担当者が、学校を管轄する警察署の連絡担当者へ連絡事項を伝え、連絡状況を検討表の「学校を管轄する警察署への連絡」欄へ記入する。

ウ 学校、少年課への連絡

事案を取り扱った警察署の連絡担当者が、学校の連絡担当者へ連絡後、少年課へ実施した旨を連絡し、それぞれの実施状況を検討表の「学校への連絡」「少年課への連絡」欄へ記入して連絡責任者の決裁を受ける。

エ 少年課、学校を管轄する警察署へのFAX

決裁後、検討表を少年課、学校を管轄する警察署へFAX送信する。

2 学校から警察への連絡受理要領

(1) 学校からの連絡受理

受理内容を様式第2「学校連絡受理表」（以下、「受理表」という。）の「学校連絡受理内容」欄に記入し、「連絡対象事案」欄は、該当する事案にチェックを入れる。

苦情・相談取扱カードにより受理した場合は、その写しを添付することで受理表の「内容」欄の記入を省略することができる。※「処置結果」欄も同様とする。

(2) 処理結果の記入

処置結果を受理表の「処置結果」欄へ記入する。

(3) 少年課への連絡及びFAX

少年課へ学校から連絡を受理した旨を連絡し、受理表の「少年課への連絡」欄を記入して連絡責任者の決裁を受ける。決裁後、受理表を少年課へFAX送信する。

